

2. 町内会活動の各種支援 について

A. 地域コミュニティ

1.コミュニティ活動初期備品整備事業費補助

■ 事業の趣旨

初期段階での地域コミュニティ活動を促進するため、新たに結成された町内会等が自主的に行うコミュニティ活動に要する設備、備品等の整備に要する経費に対し補助するものです。

■ 事業主体

市に結成届を提出された年度から起算して3年以内の町内会です。

(例、令和4年4月1日に町内会が設立された場合は、令和7年度まで)

■ 注意事項

- ・補助金の交付は、1町内会につき1回限りです。
- ・事業を計画される町内会は、必ず事前にまちづくり協働課まで御相談ください。

■ 補助の対象となる事業、経費および設備等

対象となる事業	対象となる経費等
まちの美観、環境保全事業	フラワーボット、草刈機 等
広報誌等の発行事業	印刷機、複写機、ビデオ、パソコン、テレビ 等
健康増進、スポーツの振興事業	テント、収納庫、放送設備、スポーツ用設備 等
文化の振興事業	映写機、プロジェクター、楽器 等
その他	まちづくりの活性化を促す事業であると特に市長が認めた事業に要する備品購入費

■ 補助金の額

補助率	1 / 3
算式	補助の対象となる備品等の経費 (270,000円限度) × 1 / 3
補助額	90,000円限度

■ くわしくは（お問い合わせ先）

まちづくり協働部 まちづくり協働課 地域協働係（2階）

TEL 077-561-2324まで



2. コミュニティハウスの整備補助

■ 事業の趣旨

良好な地域社会の形成と住民福祉の増進を図るために、町内会がコミュニティ活動の場として設置する集会所の整備に要する経費に対して補助するものです。

■ 事業主体 町内会です。

■ コミュニティハウスの要件

地域の集会、研修および教養を高めるための機能を備えている必要があります。

■ 注意事項

- ・事業を計画される町内会は、必ず事業実施の前年度8月までにまちづくり協働課まで御相談ください。
- ・補助金の交付は、事業完了後になるため、あらかじめ資金計画を立てていただく必要があります。

■ 補助金の額

① 建築等（新築・改築・購入）

対象となる経費	集会所の建築に要する経費
補助率	1 / 2
算式	補助対象となる経費（16,920,000円限度）× 1 / 2 建築：建物の延床面積×建築単価× 1 / 2 購入：建物の延床面積×建築単価×経年減点補正率× 1 / 2 （建築単価は、実際取得平米単価が基準より下回る場合、実際取得平米単価とする。） ◆延床面積：120㎡限度 ◆建築単価：141,000円限度
対象となる集会所	1）集会所がなく、新たに集会所を建築する場合 2）過去に次の補助金の交付を受けている集会所は、事業終了後10年を経過していること。（③改造、④改造・増築・修繕・耐震改修） 3）建替の場合は、建築補助年度から次の年数を経過していること。 （木造（プレハブ）25年、金属（鉄骨）30年）
補助限度額	8,460,000円限度
対象としない経費	・既存施設の増築または改修 ・外構工事費 ・既存建物除去費 ・備品整備費 等

② 用地取得 ※ 1 町内会に対し 1 回限りの補助

対象となる経費	集会所の用地取得に要する経費
補助率	1 / 2
算式	補助対象となる経費（12,000,000円限度）× 1 / 2 補助対象面積（建築面積／建ぺい率）× 用地単価 × 1 / 2 ◆ 建築面積：120㎡限度 ◆ 用地単価：草津市の評価調整単価と実取得単価のいずれか低い額
補助限度額	6,000,000円限度
対象とならない経費	用地の交換や買い増し

③ 改造等 ※ 1 町内会に対し 1 回限りの補助

対象となる経費	人にやさしい構造に関する以下の経費 ①洋式便器への改修 ②手すりの取付け ③段差の解消 ④その他高齢者、障害者等の利用に配慮した改修 ※平成12年度以前に建築された集会所であること
補助率	1 / 2
算式	補助対象となる経費（2,000,000円限度）× 1 / 2
補助限度額	1,000,000円限度
対象とならない経費	備品整備費 等

④ 集会所の改造・増築・修繕・耐震改修

※直近の事業終了後10年経過していれば、何度でも補助（令和4年度から改正）

対象となる経費	1）新築から15年を経過し、事業費500,000円以上のもの。 ※過去に次の補助を受けている集会所は、事業終了後10年を経過していること。 （①建築・購入、③改造等）
補助率	1 / 3
算式	補助対象となる経費（4,500,000円限度）× 1 / 3 ◆延床面積：35㎡限度 ◆建築単価：141,000円限度
補助限度額	1,500,000円限度
対象とならない経費	備品整備費、耐震診断にかかる費用 等

■ くわしくは（お問い合わせ先）

まちづくり協働部 まちづくり協働課 地域協働係（2階）

TEL 077-561-2324まで



3.自治会活動保険の加入補助

■ 事業の趣旨

町内会が催す諸活動を促進し地域コミュニティの振興を図ることを目的とし、その活動を市民が安心して行えるよう町内会等が実施するコミュニティ活動に伴う事故等の損害にかかる保険加入にかかる保険料の一部を補助するものです。

■ 事業主体 町内会です。

■ 注意事項

- ・損害時における補償の交渉等については、町内会で対応してください。
- ・補助金は年1回の交付とし、変更契約等に伴う補助金の追加交付はされません。

■ 補助の対象となる保険および保険契約

町内会が加入する自治会活動保険で、次の2点を満たす契約内容のもの

- ① 保険契約の開始日が、申請される年度（4月～翌年3月）内のもの
- ② 保険期間が一年のもの

■ 補助金の額

下記のどちらか低い額が補助の金額です。

1	$(164\text{円} \times \text{世帯数} + 8,650\text{円}) \times 1 / 2$
2	保険料 $\times 1 / 2$

■ くわしくは（お問い合わせ先）

まちづくり協働部 まちづくり協働課 地域協働係（2階）
TEL 077-561-2324まで



4. 掲示板の設置・修繕補助

■ 事業の趣旨

町内会がコミュニティ活動の推進を図ることを目的に町内に広報板や住宅案内板を設置および修繕する事業に要する経費の一部を補助するものです。

■ 事業主体 町内会です。

■ 注意事項

- ・事業を計画される町内会は、工事より1ヵ月以上前に必ずまちづくり協働課まで御相談ください。
- ・設置予定場所の土地所有者等には、必ず事前に了解を得てください。

■ 補助金の額

① 設置補助

補助率	1 / 2	補助額	20,000円限度
算式	事業に要する経費（40,000円限度）× 1 / 2		
その他	①設置補助および②修繕補助を活用した掲示板に対して、再度補助金を申請する場合は10年を経過していること。		

② 修繕補助

補助率	1 / 2	補助額	10,000円限度
算式	事業に要する経費（20,000円限度）× 1 / 2		
その他	・掲示板の機能を回復する修繕に限る。 ・①設置補助および②修繕補助を活用した掲示板に対して、再度補助金を申請する場合は10年を経過していること。		

※既存掲示板の撤去にかかる経費は、補助対象となりません。

※設置・修繕とも、補助限度額を超える補助はできません。

■ 設置補助の対象となる掲示板の基準

大きさ	おおむね縦90cm 横120cm
材質	10年以上の使用に耐えるもの

■ くわしくは（お問い合わせ先）

まちづくり協働部 まちづくり協働課 地域協働係（2階）
TEL 077-561-2324まで



5. コミュニティ助成事業

■ 事業の趣旨

（一財）自治総合センターが宝くじ受託事業収入を財源として実施されるもので、住民が行うコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及・広報活動を推進されるものです。

（事業の助成については、（一財）自治総合センターが決定されるもので、必ず採択されるものではありません。）

■ 事業主体

市が認める町内会等のコミュニティ組織

（自主防災組織育成事業については市が認める自主防災組織）

■ 助成の条件

助成の対象となった施設または設備およびイベント等ソフト事業のポスター等に宝くじの助成を受けた旨の表示をするほか、コミュニティ誌・広報誌等を通じて宝くじの普及・広報に努めること。

■ 助成の対象となる事業

※助成額については、（一財）自治総合センターが申請内容（申請額を含む）を審査のうえ、決定されます。

（１）一般コミュニティ助成事業

助成対象	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業 ※建築物や消耗品は補助対象となりません。
助成金額	100万円～250万円
申請窓口	まちづくり協働課 TEL 077-561-2324

（２）コミュニティセンター助成事業

助成対象	コミュニティ活動の推進のために住民の需用の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。 事業主体が町内会の場合、地方自治法第260条の2に定める「認可地縁団体」であること。
助成金額	対象となる総事業費の3／5以内（2,000万円限度）
申請窓口	まちづくり協働課 TEL 077-561-2324

(3) 自主防災組織育成助成事業

助成対象	自主防災組織等が行う災害の被害防止活動および軽減活動に直接資するものの整備に関する事業
助成の対象と ならないもの	※建築物や消耗品は対象外です。 ※消防団、少年・幼年消防クラブ、防火管理協議会、単なる町内会の集まりなどは、自主防災組織と認められません。
助成金額	30万円～200万円
申請窓口	危機管理課 TEL 077-561-2325

■ 申請時期など

- ・事業を実施する前年度の10月～11月ごろ、市で申請をとりまとめ、県へ提出しますので、希望される町内会は8月末までにご相談ください。
- ・コミュニティ助成事業実施要綱は、年度途中でも変更されることがありますので、御留意ください。

■ 注意事項

- ・事業予定がある場合は、事前に各申請窓口まで御相談ください。
- ・事業に対する助成金は、事業主体が全額支払っていただいた後の交付となるため、あらかじめ資金計画を立てていただく必要があります。



6. コミュニティ振興交付金

■ 事業の趣旨

良好な地域社会の形成と住民福祉の増進を図るために、町内会がコミュニティ活動の場として設置された集会所または集会室で使用される上水道および下水道の基本料金の一部を交付するものです。

■ 事業主体 町内会です。

■ 注意事項

・次回、基本料金改定までの間に限り交付します。

・1 町内会につき 1 施設とし、他の町内会と共同で使用されている場合は、代表の町内会が申請してください。

■ 交付金の額

交付金の率	1 / 2
算式	① 上水道・下水道の基本料金 × 1 / 2 × 支払月数（当該年度内）（千円未満切捨）
	① で算出した値に 1 / 2 を乗じた額。
	※浄化槽設備は下水道に含みません。
	例) 上水道・下水道とも 1 年間、基本料金を支払った場合 $(\underbrace{1,710 \text{ 円}}_{\text{上水道基本料金}} + \underbrace{2,200 \text{ 円}}_{\text{下水道基本料金}}) \times \frac{1}{2} \times \underbrace{12 \text{ ヶ月}}_{\text{使用月数}} = \underline{\underline{23,460 \text{ 円}}}$ $\underbrace{23,000 \text{ 円}}_{\text{上記で算出した値① (千円未満切捨て)}} \times \frac{1}{2} = \underline{\underline{11,500 \text{ 円}}}$ 補助率 交付金額

■ 交付申請について

10 月末頃、各町内会へ照会いたします。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

まちづくり協働部 まちづくり協働課 地域協働係（2 階）

TEL 077-561-2324 まで



7. 地域団体向けの図書館資料の貸出について

■ 事業の趣旨

草津市内の地域団体等向けに団体貸出券を作成し、図書館資料の貸出を行います。

一団体につき 100 点以内、3 か月の貸出を行います。地域での読書活動にご活用ください。

■ 事業主体 草津市内で活動する地域団体（町内会、こども会等）です。

■ 申込方法

団体貸出券を申請する場合は、担当者が団体貸出券の申請書に記入し、提出してください。

（申し込み当日の貸出はできません。）

申請書には、代表者及び担当者、団体概要の記入が必要です。

貸出券の有効期限は、当該年度の 3 月 31 日となります。有効期間以降も利用される場合は、更新手続きが必要となります。

詳細は、下記までお問合せください。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

教育委員会事務局 図書館

TEL 077-565-1818 まで